

住宅用太陽光発電設備のF I T買取期間終了を契機とした対応について

2019年11月以降、順次、住宅用太陽光発電設備のF I T買取期間が終了することを踏まえ、経済産業省の審議会において計量方法等が整理され、F I T法施行規則が改正されました。これにより、一需要家内にF I T認定設備と非F I T認定設備が併存する場合においても、下記に示す差分計量（図1）を適用することで、非F I T認定設備からの逆潮流が認められることとなりました。

なお、買取単価が異なる等の理由により既に複数のF I T認定設備を按分計量している地点においては、一部の設備のF I T買取期間が終了し、F I T認定設備と非F I T認定設備が併存することとなった場合であっても、差分計量に切り替えることにより発生する配線変更等の負担を勘案し、按分計量（図2）の継続が認められております。

<計量方法のイメージ>

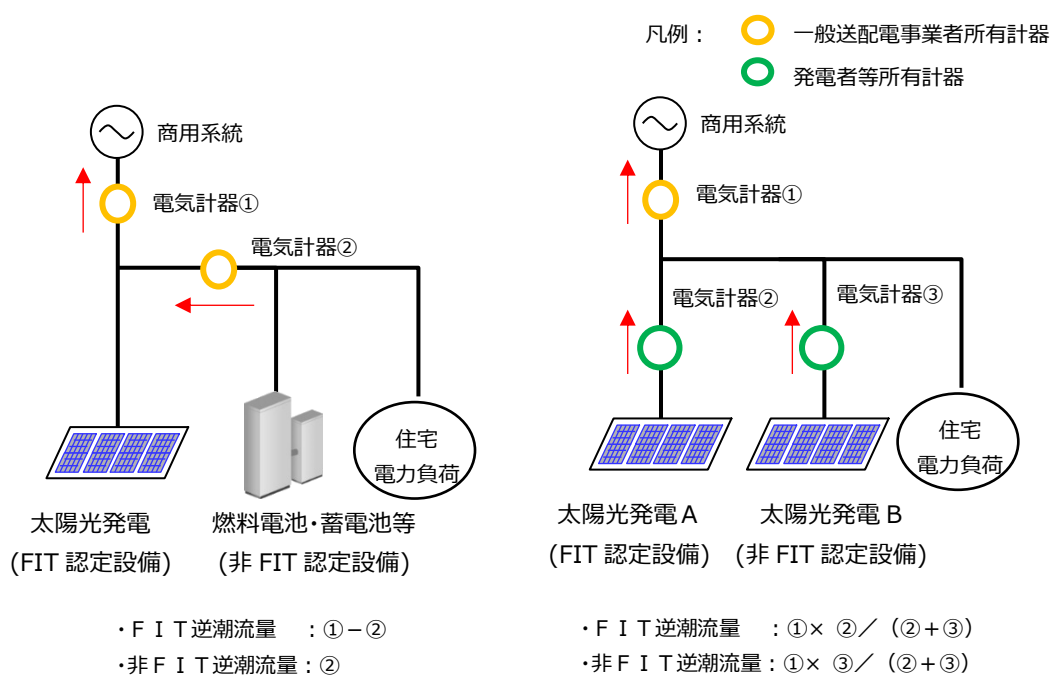


図1. 差分計量

図2. 按分計量

（「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料4」および「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第19回電力・ガス基本政策小委員会 資料6－1、6－2」をもとに作成）

以 上